別表第五災害派遣等手当の項中

原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの	作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額 原子力災害のうち防衛大臣の定めるものにおける作業　四万二千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額 特定大規模災害における作業　六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額

を

原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの	作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額 原子力災害のうち防衛大臣の定めるものにおける作業　四万二千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額 特定大規模災害における作業　六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額

に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第五の規定は、令和六年一月一日から適用する。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第六十二号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　警察庁の組織	第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款　長官官房（第二条―第十六条）	第一款　長官官房（第二条―第十七条）
第二款　生活安全局（第十七条―第二十二条）	第二款　生活安全局（第十八条―第二十三条）
第三款　刑事局（第二十三条―第三十一条）	第三款　刑事局（第二十四条―第三十二条）
第四款　交通局（第三十二条―第三十六条）	第四款　交通局（第三十三条―第三十七条）
第五款　警備局（第三十七条―第四十三条）	第五款　警備局（第三十八条―第四十六条）
第六款　サイバー警察局（第四十四条―第四十七条）	第六款　サイバー警察局（第四十七条―第五十条）
第七款　警察庁顧問（第四十八条）	第七款　警察庁顧問（第五十一条）
第二節　附属機関	第二節　附属機関
第一款　警察大学校（第四十九条―第七十六条）	第一款　警察大学校（第五十二条―第七十九条）
第二款　科学警察研究所（第七十七条―第九十七条）	第二款　科学警察研究所（第八十条―第百条）
第三款　皇宮警察本部（第九十八条―第百十七条）	第三款　皇宮警察本部（第百一条―第百二十条）
第三節　地方機関	第三節　地方機関
第一款　管区警察局（第百十八条―第百五十九条）	第一款　管区警察局（第百二十一条―第百六十二条）
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十条―第百六十八条）	第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十三条―第百七十一条）
第三章　地方警務官の階級別定員（第百六十九条）	第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十二条）
附則	附則
第二章　警察庁の組織	**第二章**　警察庁の組織
第一節　内部部局	**第一節**　内部部局
第一款　長官官房	**第一款**　長官官房
	（人材戦略企画室）
	第十条　長官官房人事課に、人材戦略企画室を置く。
［条を削る。］	